

\*内容により日数の増減や処分の変更あり。

\*問題行動が複数に及ぶ場合や、過去に指導歴がある場合は、より厳しい懲戒、指導をするものとする。

問題行動	懲戒規定（基準）	備考
補導	説諭	夜間の時間（23時～04時）
暴力（故意の器物破損を含む）	謹慎5日以上	
校内外の施設・設備の破壊	謹慎5日以上	
喧嘩	謹慎5日以上	関係者も指導対象
喫煙・煙草所持	謹慎5日以上	関係者も指導対象 喫煙類似行為も含む
飲酒	謹慎5日以上	関係者も指導対象 アルコールテイスト飲料も含む
授業妨害・対教師暴言・暴行等	謹慎5日以上	
試験時不正行為	謹慎5日以上	
SNS不正使用	謹慎5日以上	無断投稿、誹謗中傷、写真強要、金銭授受等
強要行為	謹慎7日以上	
いじめ行為	謹慎7日以上	
性非行・不純異性交遊	謹慎10日以上	
自動二輪乗車又は免許取得	謹慎14日以上	関係者も指導対象
窃盗・万引・占有離脱物横領	謹慎14日以上	
無免許運転	無期謹慎	同乗も無期謹慎
反社会的行為	停学または退学	集団暴走等、関係者も指導対象
薬物乱用行為	謹慎、停学または退学	関係者も指導対象
その他の刑法犯罪行為	停学または退学	暴行、強盗・恐喝・傷害・脅迫・詐欺・賭博等
信用失墜行為、その他の問題行動	説諭、謹慎、訓告、停学	度重なる生徒心得違反及び生徒心得記載の問題行動も含む

#### 上記規定の法的根拠

#### 学校教育法 第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### 学校教育法施行規則第二十六条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

③ 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者